

令和元年度 第2回 佐倉市成年後見制度利用促進に関する検討会 議事録

〔会議概要〕

日 時	令和元年 8月 23日（金） 午後2時から午後4時30分まで
場 所	佐倉市役所 1号館6階 大会議室
会議次第	1. 開会 2. 議事 （1）佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について （2）その他 3. 閉会
出席委員 委員 8名 オブザーバー 3名	委員： 奥 敦士（弁護士） 菊池 薫子（司法書士） 高美 修次（社会福祉士） 金末 利夫（行政書士） 深沢 孝志（佐倉市社会福祉協議会） 佐藤 智之（地域包括支援センター） 近藤 美貴（障害者相談支援事業所を有する団体の職員） 杉山 功（学識経験者） オブザーバー： 富盛 秀樹（千葉家庭裁判所） 山本起美代（千葉家庭裁判所） 山中 逸郎（千葉家庭裁判所佐倉支部） （※委員欠席者なし）
事務局	高齢者福祉課：課長・小林知明、包括支援班長・佐久間文幸、 包括支援班・秋葉直子、包括支援班・矢島隆成 障害福祉課：課長・山本淳子、地域生活支援班長・杉本康治 佐倉市社会福祉協議会：権利擁護班長・岡本祥子

〔会議概要〕

発言者	内容
○高齢者福祉課長 (小林)	定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。 本日は、お忙しい中、「令和元年度第2回成年後見制度利用促進に関する検討会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 本日、司会を務めさせていただきます、高齢者福祉課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。 今回の会議においても、オブザーバーとして千葉家庭裁判所の方にご出席をいただいております。 ～オブザーバー（千葉家庭裁判所3名）紹介～ また、事務局でございますが、本日、福祉部長につきましては、所用のため欠席させていただきます。 それでは、ここからは、成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱第6条の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
●会長	みなさんこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 それでは、規定によりまして、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、本日の委員の出席状況でございますが、成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱第6条第2項によりまして「検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。 本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。 また、本日の会議には、傍聴希望者はいないとのことですので、このまま議事に移らせていただきます。 それでは、次第に沿いまして議事を進めます。 議事（1）佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（素案）令和元年8月23日版について、議事の関係上、第1章から第4章までの一括審議を行いまして、その後、第5章について審議をしたいと思います。 それでは、事務局より説明をお願い致します。
○高齢者福祉課 (佐久間)	議長よろしいでしょうか。 高齢者福祉課・佐久間よりご説明させていただきます。 資料（3）について、事前に送付させていただいたところですが、字句の修正等がございましたので、本日は見え消しで修正したものをご用意さ

	せていただきました。本日配布しました資料（３－２）に沿いましてまずは、第１章から第４章について説明をさせていただきます。 ～資料（３－２）に基づき、第１章から第４章まで説明～
●会長	ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。 まずは、章立てと、第１章についていかがでしょうか。
●Ｅ委員	章立てとしては問題ないと思います。これを軸に進めてよいと思います。
●Ｃ委員	提案です。国の法律・計画も、「利用促進」という表現になっています。一般的に見たときに「成年後見制度を一生懸命使ってほしい」という計画に捉えられてしまうと思います。今回、佐倉市の計画では、成年後見制度に特化するのではなく、包括的な支援、必要なサービスへつなぐという役割を果たす目的があります。佐倉市における「利用促進」の捉え方について定義を示したほうがよいのではないのでしょうか。
●会長	Ｃ委員についてのご提案についてご意見ありますか。
●Ｅ委員	Ｃ委員の仰るとおりだと思います。第１章の１「計画策定の意義」の最後（２ページの上段）の文がこれにあたると思われます。この部分で、既に述べられていると思います。
●会長	脚注がつけられているが、これについてはいかがでしょうか。 （意見なし） では、第１章については、Ｃ委員のご意見も踏まえ、最終案に向けてご検討をいただきたいと思います。 次に第２章について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
●Ａ委員	よろしいかと思います。
●会長	Ｐ１７、平成３０年１２月現在の成年後見制度利用者数を踏まえて、推定利用率が出されています。これは、市が要介護認定や障害者手帳を取得により把握した数値をもとに出されている数字です。しかし、現実的には、要介護認定を受けていない方・障害者手帳を取得していない方にも、制度の利用を必要としている方はいらっしゃるため、この表現について気になります。制度の利用を必要としている方を、市では十分把握できていないということも認識する必要があると思います。

●E委員	実際に制度の利用を必要とされる方の数値の把握は難しいと思います。例えば、文末に、「なお、要介護認定を受けていない方や障害者手帳を所持していない方でも後見制度の利用が必要な方はいると推測されます。」等と追記してはどうでしょうか。
●D委員	市が認識していないと受け取られても困りますね。
●会長	権利擁護支援等が必要な方を、市は全て把握していると解されては良くないと思います。この計画では、把握されていない方を見つけ出して支援につなぐ取り組みを進めていくことを目指していますので、利用率を断定的に表現することが気になります。
●C委員	計画に示されている利用率ですが、これと比較する数値はありますか。
○高齢者福祉課 (佐久間)	国の資料では「利用率の低さ」は述べていますが、数値では出されておられません。
●C委員	では、市の計画で「低い」と述べていることが事実かどうか判断できず、どう取り扱うべきか難しいところです。一般的には人口比になるのでしょうか。「多い」「少ない」ということを表現し、他の地域と比較するには人口比が有効と思います。
○高齢者福祉課 (佐久間)	比較する数値はありませんが「100人中 約3人」という数値ですので、少ないと判断できるという考えは持っておりますが、当該部分(P17)においては、数値のみ表記し、「低い」といった比較表現は使用していません。
●会長	このことについては、次回までに事務局で検討をお願いします。 なお、家庭裁判所の方にお聞きします。 佐倉市では、親族が後見人等に選任する割合が50%に近いと出されております。千葉県全体や、他市町村の傾向などありますか。
□千葉家庭裁判所	正確な数値を本日は持ち合わせておりませんが、もともと、高額な財産がある方には、親族の後見人に併せて専門職も選任することになりますので、1件あたり1人の後見人とは限りません。信託契約を結び、信託銀行に財産を預けた後に専門職後見人は辞任して親族後見人のみになる場合もあります。最高裁判所の数値も、実際に選任された数として出しておりますので、現時点で専門職後見人が関わっているかどうか判断できる数値は出されていません。 昨年出された数値から思うことは、千葉県全体では親族後見人が想定よ

	り多く選任されているということです。 最近の傾向は、市長申立が増えています。市長申立は親族の関わりが無い、または拒否している状況のため、第三者の後見人の選任を希望する事件が多くなります。他にも、親族が申立をしても自分自身の生活に精一杯で、本人の面倒まで見ることができないため第三者に後見人を依頼したいという方も増えています。 昨年度、千葉県全体で、親族後見人は30%位だったと記憶しています。ただし、千葉、市川、松戸方面は親族後見人の割合は低く、館山、木更津、八日市場、佐倉方面の割合は高いと思います。地域により事情が異なり、地域差があると思われます。
●会長	ありがとうございます。 佐倉市社会福祉協議会では、法人後見と日常生活自立支援事業について何か報告はありますか。
○佐倉市社会福祉協議会	法人後見については、後見制度が必要と審判された方の支援となりますが、日常生活自立支援事業では、先ほどご意見があったように、要介護認定や障害者手帳等はなく、介護サービス等も利用されていない方であって、財産管理に支援を要する方のご相談も受けております。
●会長	次に、第3章についていかがでしょうか。
●E委員	金融機関への調査結果について、成年後見支援センターへの相談実績が0件とされています。実際には、銀行の担当者からの相談は受けています。金融機関が行内の動きを全体把握できていないのではないかと思います。実際には相談は受けておりますので、もどかしい結果です。
●会長	金融機関への調査について、結論のみ記載されていますが、検討会の場合ですので、アンケート内容や結果について詳細に提示してもらうことはできますか。
○高齢者福祉課 (佐久間)	本日お示しできる資料の用意はございませんが、質問項目は、①高齢者や障害のある方への対応の工夫について、②成年後見支援センターの認知と相談歴について、③成年後見制度の行内研修の実施について、④成年後見支援センターの研修会への参加希望について、⑤成年後見制度のパンフレットの配架について、をお尋ねしました。 ①の質問で、実際に金融機関で配慮されていることは、「制度」というよりは、「詐欺被害の防止」や「防犯意識」に関する回答を多くいただきました。この結果を踏まえますと、今後、金融機関への制度の周知は必要と思われます。その他の質問についても回答をいただいております、結果は計

	画書にお示したとおりです。 ●会長 市内１２行とのことですが、佐倉市内に支店がある金融機関に対して行ったのですか。アンケートの回答はどのような方がなされていますか。 ○高齢者福祉課 (佐久間) 対象はそのとおりです。回答は金融機関により様々で、支店で直接ご回答いただいた場合と、本店を経由し回答いただいた場合もございます。 ●会長 どの金融機関に依頼をして、どのような回答が出されたのか、委員に検討いただくため検討会に提示してほしいと思います。 ●Ｃ委員 Ｐ２３、市民意識調査について、対象者を層化多段無作為抽出しているとのことですが、層別の結果があれば知りたいです。成年後見制度の認知度を層別に分析することで、広報活動の参考になると思います。 ●会長 地域包括支援センター・相談支援事業所への調査の結果について、平成３０年３月３１日までの数値が出ていますが、新しく付け加えることはありますか。 ●Ｇ委員 相談支援事業所へ相談があった方について、先ほどの話にも関係しますが、最初から障害者手帳を持っている方は多くありません。サービス利用等の支援と並行して、必要な方には成年後見制度利用の案内をしています。イ「相談への対応」の中で、同時進行で進めていることを記載してはどうでしょうか。 ●Ａ委員 Ｐ２９に記載されていますが、Ｐ２８のコメントで明確に表記しても良いと思います。 ●Ｆ委員 地域包括支援センター・相談支援事業所への調査結果について、ア～ウまではコメントがありますが、エ～オについてもコメントをつけてほしいと思います。このポイントが広報活動や相談窓口の機能強化の重要性の理由にもつながると思います。 ●会長 事務局で検討してください。 ●Ａ委員 先ほど、実際には、金融機関から成年後見支援センターへ相談があるとのことでしたが、具体的にはどのような内容でしたか。 ○佐倉市社会福祉協議会 昨年度に相談があった内容では、難聴傾向の高齢者の方が遺産相続手続きの必要があり来行されていたものの、銀行ではある程度の相談対応し
--	---

	かできず、また、難聴にてやりとりも難しいとのこと、弁護士相談へ繋がてほしいというものでした。担当の感想としましては、成年後見支援センターへの相談というよりは社会福祉協議会へ相談したという認識をお持ちのようにも感じます。対応としましては、担当職員が現地に赴き、高齢者の方にお会いして弁護士相談にお繋ぎしました。 他に、銀行や郵便局へ「通帳を無くした」「暗証番号を忘れた」等訴えを何度もされる方について、社会福祉協議会のサービスを利用できないかという相談が多くあります。 今回の調査で、佐倉郵便局以外の市内各局が対象に入っていなかったようですが、実際は、市内各局とのやりとりが多くあります。
●E委員	金融機関の窓口の担当者の方からの電話で、今のようなご相談を数件受けることができました。窓口担当者で問題が解決してしまうと、金融機関として調査回答をとりまとめる際には漏れてしまうかもしれません。
●会長	実際に後見人業務をされている方は、金融機関へ後見人の届出をされていると思いますが、対応について変化を感じることはありますか。
●D委員	金融機関での代理人カードについて、発行してくれる銀行とそうでない銀行があります。同じ銀行でも支店により対応が異なり不便と感じます。また、一度発行されたカードについて、翌日連絡があり、返却を求められたこともあります。
●会長	以前は、後見人に対し、金融機関はカード発行をしておりませんでした。最近ではカードを作りますか、と金融機関から聞かれるようになりました。実際、金融機関へ後見人の届出をする場合、各支店で担当できる方が少なく、担当者が不在であると何も対応できない状態が続いていました。届出をするだけで、以前は半日要しました。行員もマニュアルを読みながら対応され、手続きにはとても時間がかかっていました。最近では、担当者1人は在籍されており、以前より変化がみられます。
●A委員	金融機関に行く際は、事前に連絡をしてから出向かないと未だ対応は難しいと思います。金融機関によって用意すべき書類も異なります。
●C委員	7～8年前に、金融機関の対応に変化が見られた時期がありましたが、それ以後は変わっていないと思います。大抵、窓口では本部に問合せをしながら手続きを行うため、2時間程要します。金融機関の認識や対応について、大きな変化はないと思います。

●会長	金融機関においては、成年後見制度に対する取り組みより、金融機関の機能を守るための取り組みが強く意識されているように思います。
●B委員	金融機関へ調査を行った理由は、金融機関が、支援を必要とされる方の気づきや発見に一番身近であるからですか。
○高齢者福祉課 (佐久間)	最高裁判所から出されているデータにおいて、金融機関での「預貯金の管理・解約」が成年後見制度利用の主な動機となっているため、支援を必要とされる方が多く関わる機関であると考えられるからです。
●会長	昔は親族が金融機関へ行っても本人が金融機関に来ることができない状態にあるときは預貯金の払出しができていました。今、金融機関は成年後見制度という言葉は認知されていますが、本人を守るための制度としてではなく、金融機関を守るために制度利用を案内されているように思います。金融機関では、行員の方々へ、成年後見制度について研修をされているのでしょうか。金融機関に対して研修や講演等を案内し、制度の理解を求めていくことが必要だと思います。
●C委員	「保佐」「補助」の審判を受け代理権がついていない方について、本人が自分の口座に関わる手続きをすることを拒否する金融機関が多くあります。このような状況では、成年後見制度を利用すると自由がなくなる、というイメージがついてしまい、利用しなくなってしまうと思います。対応を見直すように金融機関へ伝えていかなければ、成年後見制度の利用促進には至れないと思います。利用する方にとって、制度に自由や権利を奪われるという感覚があるのではないのでしょうか。
●会長	それでは、第4章にうつります。 まず、家庭裁判所の方へ伺います。佐倉市では、後見人等に選任される方の約半数を親族が占めており、後見人等を支える体制づくりが必要と考えられますが、他市町村で、裁判所や中核機関が連携して後見人等を支えるような取り組みが始まっている様子がありますか。
□千葉家庭裁判所	家庭裁判所と中核機関が連携して支えるような体制はできていません。裁判所としては積極的に中核機関を設置していただきたいと思いますが、各市町村とも、人的・予算的な問題で、十分な設置体制をとるまでには至っていないと思われます。
●会長	家庭裁判所に対応できることはありますか。
□千葉家庭裁判所	親族後見人の方の情報を、本人の同意を得ずに第三者へ提供することは

	法的根拠なく対応できません。しかし、親族から家庭裁判所へ連絡が入った際に市内の相談窓口を案内したり、審判書を送る際に相談窓口の案内を同封したりすることは考えられます。また、佐倉市の方も、千葉家庭裁判所の後見事務説明会にもいらっしゃるので、来所者に案内をお渡しする、チラシを置く等もできるかと思います。佐倉支部においても、相談窓口の案内やチラシの配架等はできるかと思います。 P 3 2「3 成年後見人等の不足」に追記された、最高裁判所の基本的な考え方について、これは新聞記事にも載っており、考え方を示しているのは間違いありません。しかし、後見人を選任することは、一つ一つの裁判になりますので、最高裁判所が示したことで、親族後見人が必ず増えるかということそうではありません。裁判所が親族後見人を選任していくためには、中核機関や地域連携ネットワークの支援体制がなければ難しいと思います。計画での言い切った表現は、市民の誤解を招きかねません。これまでも、可能と判断される親族は後見人として選任してまいりました。裁判所としては、この表現をもう少し柔らかくしていただけると良いと思います。
●C委員	では、「2 成年後見人の支援体制の不足」において、最高裁判所の基本的な考え方を踏まえて、支援体制の強化の必要性につなげてはどうでしょうか。
●会長	事務局で検討してください。 権利擁護支援等が必要な方の算出には様々な計算方法はあるとは思いますが、「成年後見制度が必要となる可能性のある方が少なくとも約6, 200人以上」という数値について、いかがでしょうか。
●B委員	「3 成年後見人等の不足」について、必要な方を6, 200人と推定し、候補者は専門職で17名、という表現は、後見人等を受任できるのは専門職しかいないという捉え方になりかねません。表現方法が気になります。
□千葉家庭裁判所	親族がおらず自分で申立を行う方、遠い親族が申立だけ行う方、市長申立の方は今後増えてくるのは間違いありません。現在、候補者の無い場合は、三士会へ推薦依頼をかけておりますので、そのことが表現できれば、B委員のご意見が解決できると思います。また、そのような事情から、市民後見人の養成の必要性についても関連づけられたら良いと思います。 「3 成年後見人等の不足」の最後の部分の意味について確認ですが、広報等を通じて市民へ働きかけを行い、親族が自身でも後見人をやってみようかと思っただくことで、親族後見人を「育成する」ことを示し

	ていますか。 啓発等を通じ、市民の方に意識をもってもらい、親族後見人になっていただくということです。
○高齢者福祉課 (佐久間) ●会長	出された意見を参考に事務局で検討をお願いします。 さて、市長申立の件数は、平成30年まで数値が出されていますが、今年度の市長申立について現状はいかがですか。
○高齢者福祉課 (秋葉) ●会長	件数はかなり増えています。高齢者では、親族の関わりがなく、後見相当の状態で発見される方、多額の財産をもって管理できずにいる方、逆に多くの負債を抱えすぎてどうにもならない状態の方も多くあります。施設に入所されている方で、入所時は自身の契約で入居したものの、契約行為や金銭管理が難しくなってきた方について施設からの相談も増えています。 成年後見人がついてから介護保険の利用を開始する方はいますか。
○高齢者福祉課 (秋葉) ●会長	現在のところありません。発見された段階で、地域包括支援センターや市担当にて、まずは生命をつなぐ支援に入るため、先に要介護認定の申請を行い、サービス利用につなげています。後見申立手続きはその後になります。 それでは第5章の説明をお願いします。
○高齢者福祉課 (佐久間) ●C委員	～資料(3-2)に基づき、第5章を説明～ P38にある成年後見制度利用支援事業について、家庭裁判所にお尋ねします。申立時に、本人が財産をどの程度有しているのかという調査や統計はされていますか。
□千葉家庭裁判所 ●C委員	実施しておりません。 千葉県と事情は異なると思われますが、青森県での調査結果があります。申立時の本人の財産額が50万円以下である方が、全体の47%あるということです。 昨年、佐倉市では従来の規則を見直し、市長申立以外の方にも報酬助成等を対象としたことは非常に意義があり、良かったと思います。一方で、その対象要件には、世帯の財産要件が含まれています。我々成年後見人

	は、本人以外の世帯の家族員の財産は関係なく、それを調べることもありません。あの対象要件では、同一世帯の方にも負担させるとも読みとれてしまいます。そういった意図でないのであれば、世帯の要件については、早急に無くしてほしいと思います。今後、成年後見制度の周知・啓発を強化するにあたり、成年後見制度の利用は世帯の財産が関係するという印象を持たれてしまいます。
●会長	佐倉市の場合、1人世帯の場合、資産制限は350万円以下であり、印旛郡市内では保有財産の枠は大きく取られています。しかし、生活保護世帯または非課税世帯となっていますので、例え本人の収入が非課税であっても、世帯に課税者がいると対象外となってしまいます。 市の事情もあると思いますので、要望として出したいと思います。
●B委員	P40のイメージ図について、まず医療機関や金融機関等で、支援が必要な方の発見や気づきがあった場合、そこで一旦相談対応し、中核機関にうまくつなげていただくということだったと認識しています。このイメージ図では、中核機関・地域包括支援センター等の相談窓口・専門職が並列であり、矢印からも、各々に相談ができるイメージになっています。更には直接家庭裁判所へ申立もできるイメージもあります。このイメージ図では中核機関の存在が小さく、中心となって進めるイメージが薄く捉えられます。 それぞれが相談を受理し、申立を支援するという印象ですが、そもそも、中核機関へ全てつなぐということではなかったでしょうか。
●A委員	市内の相談を一元化して中核機関で受けるという体制はわかりやすいです。しかし、市民等から専門職へ直接相談があり成年後見制度利用に向けて「先生お願いします」と依頼があった場合、特段何か問題がない限り、専門職が中核機関へ繋ぐということは無いと思います。 地域包括支援センターや相談支援事業所でも、相談を受けて制度利用が必要だと判断したときは、相談窓口で支援するか、中核機関へ繋ぐか、それは状況に応じて判断すべきことだと思います。 私としては、市内の様々な窓口の中の一つに中核機関があり、必要に応じて相談や連携ができる体制が望ましいと思いますので、このイメージ図で良いと思います。専門職など関係機関からも中核機関に相談できる体制になっています。
●会長	県内で中核機関が設置されている市町村はどの程度ありますか。
□千葉家庭裁判所	安房地域では7月1日に、木更津市では8月1日に、浦安市でも8月1日に設置されました。また、山武市では、昨年12月に、千葉市も昨年4

	月に設置されています。 安房地域は、4月から鴨川市社会福祉協議会が3市1町の委託を受けて相談窓口を設置し、鴨川市外の地域内の市民へ案内を開始し、7月から相談対応をされています。市民後見人の養成も3市1町合同で取り組まれています。中核機関運営委員会も立ち上げ、これまで中心的に活動されてきた弁護士の方が委員長の職に就かれるとのことです。意思決定支援に関する研修会も中核機関が企画し、弁護士を招いて行われました。参加者は130人程とのこと、関心の高さが伺えます。 浦安市は、千葉県社会福祉協議会発行マニュアル「成年後見制度利用促進の体制整備を進める9つポイント！」の事例で紹介された仕組みです。権利擁護サポート会議や受任調整会議等が行なわれており、後見人のつどいも実施しています。機能としては浦安市が最も充実しているように思われます。 木更津市は、既にチーム編成支援が可能な状態にありました。受任調整会議は8月から行われ、医師も参加されています。千葉家庭裁判所木更津支部とも連携・相談ができる体制にあり、来週には、第1回地域連携ネットワーク協議会が開催されると伺っています。 千葉市では、11月に地域連携ネットワーク協議会が開催されるということです。
●会長	事務局で県内市町村の進捗状況の情報を集めてみてください。
□千葉家庭裁判所	P40のイメージ図について、どこにも相談せず、直接裁判所へ申し立てる場合が示されています。裁判所としましては、直接申立をされる方に対し、申立を受理する前の段階で、成年後見制度の利用とは別の支援方法について相談できるよう、裁判所から中核機関へつなぐことができるルートもあると思います。
●会長	裁判所では、直接本人や親族が裁判所へ相談した場合、中核機関の機能が整備されていれば、「まずは中核機関へ相談してください」と案内できることを、将来的には考えていらっしゃると思いますか。
□千葉家庭裁判所	そうですね。 裁判所はこのようなシステムの一部だと思います。ご本人に、どのような福祉サービス等が一番見合うのか判断することは、裁判所には不得手な部分です。そこを中核機関に担っていただくことが理想です。
●A委員	第5章について、概ね良いと思います。重要なことは、計画に沿い、一つ一つ実現していくことです。計画案の中に具体的なことを表記してしまうと縛られることもあり、実践が難しくなると思います。計画に盛り込

	む必要はありませんが、今後、具体的に何をするのか、準備も含めて、成年後見支援センターと打合せを進めてほしいと思います。市で検討してください。
●会長	今年度から次年度に向け、市としては検討されていることはありますか。
○高齢者福祉課長 (小林)	今回、この計画期間を4年間といたしましたのは、他の計画と計画期間を合わせております。最も関連のある、佐倉市地域福祉計画も令和2年度から4年間で策定されます。 今後4年間では、この計画の内容の実現に向けてまいります。特に一番進める取り組みは、中核機関を設置し、機能強化を図ることです。 佐倉市は成年後見支援センターが既に機能しておりますので、それを核として強化し、仕組みを作り上げていこうとイメージしています。 来年度予算は3月に議会の承認をいただくことになります。要求は秋になりますが、その前に実施計画を策定して要求を行います。今回の要求は、この計画に基づき、現在の成年後見支援センターの人員を強化した形で試算したものを提出しています。3月の本計画の完成に向けて、具体的な活動内容は、成年後見支援センターと精査してまいります。 4月からは現行の成年後見支援センターの体制を継続し、準備・検討期間を設けて、10月から強化した体制で実行することを考えて要求を行っております。現段階では予算額について未定です。 この計画の内容は、市のみでは実践できません。成年後見支援センターや、専門職団体の方々との話し合いにより内容も異なってまいります。一つ一つを決め、4年間でイメージに近づけていきたいと思います。 計画の進捗管理につきましては、このような会議の場にて管理ができればと考えておりますが、こちらも現段階では未定です。
●会長	今後も検討をお願いします。
	他に、前回検討会において、当事者団体の方々のご意見をいただきましたが、計画において何等かの形で触れられるよう検討してください。
○高齢者福祉課 (佐久間)	地域包括支援センター、相談支援事業所への調査結果の「相談内容」には、当事者団体（家族）からの相談も含まれていると思います。 そのご相談に対応するための機関として中核機関を整備するという内容を盛り込み、当事者団体の方々のご意見を体制整備へつなげるという形でお示しできればと事務局では考えています。
□千葉家庭裁判所	P41の「支援チーム」イメージについて、認知症高齢者を支えるチームの例がありますが、知的障害や精神障害の方への支援チームができていないように見えてしまいます。知的障害者、精神障害者の方を支えるチ

	ームはこのような形であるというものが示されるといいと思います。 また、地域包括支援センターは65歳以上の方が対象ですが、障害のある65歳未満の方にはどこを案内すべきか裁判所も迷います。支援チームのイメージ図があるとわかりやすいと思います。
○高齢者福祉課	検討します。
●C委員	計画に掲載するかは別ですが、被後見人の権利制限について、適正化の法律が先日成立しました。それについて、佐倉市はどのような対応を考えているのか、いま分かれば教えてほしいと思います。
○高齢者福祉課	現在は、検討中です。
●C委員	法の成立に伴う条例等の見直しがあれば計画に盛り込めるよう検討してください。
●会長	それでは、議事（2）その他に移ります。 次回開催について、事務局から説明をお願いします。
○高齢者福祉課 （佐久間）	次回の日程につきまして、11月8日（金）としておりましたが、会場確保の関係から、12月末に変更したいと思いますがいかがでしょうか。
○高齢者福祉課長 （小林）	検討会は次回が最終回となります。最終案について皆様にご意見をいただき、計画策定に向けてまいります。
●会長・委員	11月開催が望ましいのではないのでしょうか。
○高齢者福祉課 （佐久間）	それでは11月8日（金）午後の開催とさせていただきます。会場等詳細は別途お知らせいたします。
●会長	その他にありますか。
○佐倉市社会福祉協議会	成年後見支援センターでは「成年後見人のつどい」を昨年初めて開催させていただきましたが、今年は11月16日、社会福祉センター3階会議室にて開催したいと考えております。内容については、千葉司法書士会の方を講師に招き、研修も予定したいと考えています。 また、先日8月17日（土）、イオンタウンユーカリが丘、イオンタウンホールにて、成年後見制度講演会を開催いたしました。身寄りのない方の入院や医療同意をどうするか、昨年度厚生労働省から出されましたガイドラインを踏まえ、その作成に携わった医療ソーシャルワーカーの方

	を講師にお招きし、ガイドラインの内容や病院の実際の事例等についてご説明をいただきました。関係者含めて９７名にご参加いただきました。終了後、司法書士会による個別相談会を行いました。会場の関係で、２名までとし、２名のご相談に対応していただきました。アンケートには６０名強の方にご協力をいただきました。後見人のつどいを開催へのご希望、制度を改めて知りたいというご希望の声をいただきました。
●会長	それでは家庭裁判所の方々から、本日の検討会について感想等をお願いいたします。
□千葉家庭裁判所	初めて参加させていただきました。佐倉市では積極的に意見交換がされているとは伺っておりました。裁判所でも、このような形で参加させていただき、できることはしていきたいと思います。
□千葉家庭裁判所	２回目の参加となります。佐倉市は先頭を切った動きをされていますので、このペースでよりよい中核機関を作り上げてほしいと思います。 なお、１１月に後見人のつどいを開催されとのことでしたが、後見事務説明会や、家庭裁判所佐倉支部でチラシの配布等協力はできますので、仰ってください。
□千葉家庭裁判所 ・佐倉支部	家庭裁判所としての意見は既に述べられましたので、佐倉支部としてお話しします。佐倉支部で後見を担当し５ヶ月になります。報酬費用等の助成制度を始め、各種の相談も市へつなげることができ、非常に対応しやすい市として、書記官も感謝しております。計画は、現在の活動を裏付けるもの、体制の維持も大変だとは思いますが、期待しております。今後ともよろしくお願いいたします。
●会長	事務局からはありますか。
○高齢者福祉課 (佐久間)	皆様、貴重なご意見ありがとうございました。参考にさせていただき、計画の最終案の作成に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
●会長	ありがとうございました。 それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。皆様方におかれましては、議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。 本日の議事は終了させていただきます。
○高齢者福祉課長 (小林)	会長におかれましては、議長をお務めいただき、ありがとうございました。

	また、委員の皆様には、長時間にわたり、ご意見を頂戴し、ありがとうございました。 それでは、これにて、「令和元年度 第2回 成年後見制度利用促進に関する検討会」を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。 (閉会)
--	---